

2024年1月17日

会員各位

日本内視鏡外科学会
評議員選考委員会
委員長 永安 武

2024年度 評議員申請について

評議員会は、この法人の社員総会を構成する重要な機関です。評議員は評議員選考委員会、理事会の決議をもって選出されます。評議員となろうとする正会員は、下記をご参照いただき、「申請書」「業績目録」を下記注意事項の通りにご作成いただき、必ず簡易書留郵便にてご提出下さい。

<申請書作成上の注意および提出書類>

1. 「申請書」と「業績目録」は、日本内視鏡外科学会ホームページよりダウンロードの上、A4判紙にて提出して下さい。申請日・会員番号・推薦者署名欄以外は手書き不可（指定欄以外が手書きの申請書は受理しません）とします。また、フォントサイズは9ポイント以上とします。

2. 「業績目録」は必ずご記入下さい。但し、内視鏡外科に関する論文※1,2 5編以上(筆頭論文1編以上を含む)10編以内とします。(別刷又は論文全文のコピーを必ず提出すること)

※1 例えば内視鏡的粘膜切除術(EMR)および内視鏡的粘膜下層剥離術(ESD)は認められないが、経肛門的内視鏡下マイクロサージェリー(TEM)は認められる。

※2 選考では、日本内視鏡外科学会雑誌もしくはAsian Journal of Endoscopic Surgeryの論文(筆頭でも共著でも可)をどちらか1編を必ず含めるものとする。消化器・一般外科、呼吸器外科、小児外科、内分泌外科を除く領域の会員は、その領域における機関誌をもってかえることができる。

※3 筆頭・共著を含めピアレビューの証明がある雑誌を基準とします。また、病院雑誌・地方会誌は含めません。

3. 日本内視鏡外科学会総会において、消化器・一般外科、呼吸器外科、小児外科、内分泌外科領域の会員は直近7年のうち4回以上の参加実績を有すること※4。これらを除く領域の会員は直近5年のうち3回以上の参加実績を有すること※5。学会参加証明書のコピーを提出すること。

※4 第30回総会(2017年)以降の総会が該当します。

※5 第32回総会(2019年)以降の総会が該当します。

4. 提出は必ず簡易書留郵便でお願いいたします。また簡易書留の控伝票は選考結果が公表されるまで必ずご保管下さい。簡易書留郵便でお送りいただかなかった場合、また簡易書留の控伝票を紛失された場合、未着事故の責任は負いかねます。

<提出期限>

提出期限は2024年6月30日までとします(締切日の消印有効)。

<評議員申請資格>

本学会評議員選出規則第2条により、満67歳未満の正会員で、評議員に応募する時点で消化器・一般外科、呼吸器外科、小児外科、内分泌外科領域の会員は連続7年以上の会員歴^{※6}を有し、会費を完納していること。これらを除く領域の会員については、通算5年以上の会員歴を有し、会費を完納していること。また、上述3の通り日本内視鏡外科学会総会への参加実績が必要です。

所定の用紙に本会の目的に沿った研究実績を記入し、評議員、名誉理事長、名誉会長、名誉会員、特別会員、及び監事のうち3名（但し、同一施設からは、2名までとする^{※7}）の推薦を添え提出した者とします。

※6 2017年7月1日以前に入会されている会員が該当します。

※7 2名までは同じ施設の所属でも可だが、1名は別施設の所属であること。

<評議員会費>

評議員会費は20,000円です。既に正会員会費12,000円をお納めいただいている場合は差額の8,000円をご請求いたします。

<申請書送付先>

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル

日本コンベンションサービス株式会社 内

日本内視鏡外科学会事務局

TEL : 03-3503-5917 / E-mail : info-jses@convention.co.jp